

議 長 ただいま、農林課と地区委員から説明がありました。皆さんからのご意見、ご質問を求めます。

(なしの声あり)

議 長 ご意見がないようでしたら、本案件については承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本案件については、承認することと決しました。次、議案第6号の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案第6号 河内長野市農業委員会農地等の利用の最適化に関する指針の改訂について

次のとおり、河内長野市農業委員会農地等の利用の最適化に関する指針の改訂について、委員会の意見を求める。

令和5年6月6日提出 河内長野市農業委員会会長 垣内 俊夫

1 番案件 朗読

引き続き、議案第6号案件につきまして、ご説明申し上げます。

まず、変更点をお話しさせていただきます。

「1. 遊休農地の解消について」の「(3) 遊休農地の発生防止・解消の評価方法」が加わりました。「2. 担い手への農地利用集積について」と「3. 新規参入の促進について」についても、評価方法を加えるよう国から通知がありましたので、指針を改正しております。

なお、1. (3)、2. (3)、3. (3) の評価方法は、国からの通知どおりに行っています。

また、「3. 新規参入の促進について」は、(3) の評価方法を加える以外にも、(1) 新規参入の促進目標を1経営体から3経営体に変更しています。変更した理由は、河内長野市の農業経営基盤強化促進基本構想内での目標数を3経営体と定めているからです。また、この後に審議していただく令和4年度の農地利用の最適化の推進の状況と重複しますが、コロナの影響もあり、新規就農の方が4経営体から8経営体とかなり増えたこともあり、目標を3経営体に変更しています。

以上が今回の改正内容ですが、河内長野市農業経営基盤強化促進基本構想が今年の9月に変更される予定です。変更内容を把握しているので、指針にその内容を反映していますが、令和6年3月にも基本構想が変更される予定があるという情報を本日の午前の会議で得ました。そのため、河内長野市農業委員会農地等の利用の最適化に関する指針の2. (1) で定めている担い手への農地利用集積目

標値は基本構想を参考にしているのので、見直しを図らせていただくことになると
思います。

なお、現時点では、目標である遊休農地率0.2%以下、担い手への農地利用
集積率25%、新規参入数の3経営体については見直されていないので、この目
標値は変更せず、令和6年3月に見直させていただこうと思います。

以上よろしくご審議お願いします。

議 長 皆さんからのご質問、ご意見を求めます。

(なしの声あり)

議 長 ご意見がないようでしたら、本案件については承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本案件については、承認することと決しまし
た。次、議案第7号の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案第7号 令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事
務の実施状況の公表について

次のとおり、令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事
務の実施状況の公表について、委員会の意見を求める。

令和5年6月6日提出 河内長野市農業委員会会長 垣内 俊夫

1 番案件 朗読

引き続き、議案第7号案件につきまして、ご説明申し上げます。

まず、「Ⅰ 農業委員会の状況」の「1 農業委員会の現在の体制」では任期
及び委員数を、「2 農家・農地等の概要」では、主に農林業センサス報告書を
基にした経営体数等の数字を記載しています。耕地面積は470ヘクタールとい
うことで、少しずつ減少しています。平均的に減ってる数を集計しますと、10
年後には440ヘクタールほどになると思われます。

次に、「Ⅱ 最適化活動の実施状況」の「1 最適化活動の成果目標 (1)農地
の集積」では、まず「①現状及び課題」として、農地面積、集積面積及び集積率
を記載しています。

「②目標」では、集積率の最終目標は25%、令和4年度中に数字にしますと
1ヘクタール、6.4%まで上げるということになります。

「③実績」では、令和4年度の新規集積面積の0.27ヘクタールを記載して
います。昨年度も利用集積がたくさんありましたが、計上できるのは、国の認定

農業者など限られた方の利用集積の面積のみです。年度末の集積面積は0.27ヘクタールの微増となり、目標の1ヘクタールに向けて検討することになっています。

国は、現在、この集積について限られた国の認定農業者等にしか面積算入を認めていませんが、今後どうなっていくのかと思っています。

農業経営基盤強化促進法の改正なども受けて、今までは農業者だけが農業を支えるという形でしたが、下限面積も廃止され、一般の方々の面積もいずれは入るかもしれません。しかし、今は厳しい条件がついていますので、このような数字になっています。

次に、「(2) 遊休農地の発生防止・解消 ①現状及び課題」では、遊休農地面積0.77ヘクタールのうち緑区分の遊休農地面積が0.51ヘクタール、黄区分の遊休農地面積が0.26ヘクタールと記載しています。

下の「②目標」のところ見ていただくと分かりますが、以前は緑区分の遊休農地面積を0.13ヘクタール、緑区分の遊休農地の解消目標面積を0.03ヘクタールとしていましたが、8、9、11月に実施した農地パトロールなどの分を計上したり、今まで緑区分か黄区分か不明だった遊休農地を整理したところ、遊休農地面積が0.77ヘクタールになりました。指針では、遊休農地率0.2%以下を維持すると定めていますので、0.94ヘクタール以下となり目標達成していますが、前年度に比べ少し増えてしまうという状況です。

次に、黄区分の遊休農地面積0.26ヘクタールは、ほ場整備等により解消を目指すということを記載しています。

また、「④その他」の農業委員会の点検結果では、「黄区分約0.1ヘクタールが農業経営基盤強化促進法による利用権設定で解消したが、利用状況調査の実施により遊休農地の面積は増加。今後、遊休農地の解消を図る。」と記載しています。

「(3) 新規参入の促進 ①現状及び課題」では、令和元年度から令和3年度までの新規参入者数及び面積を記載しています。令和4年度の目標面積は0.7ヘクタールでしたが、実績は8経営体の新規参入があり、1ヘクタールとなりました。

次に、「2 最適化活動の目標 (1) 推進委員等が最適化活動を行う日数目標」では、皆さんに記載していただいている活動計画を平均すると5.09日となったことから、1人当たりの活動日数目標を月5日としています。

「(2) 活動強化月間の設定」では、8、9、11月に農地パトロールを実施し、意見交換を行ったということで、目標と実績ともに同一の内容を記載しています。

「(3) 新規参入相談会への参加」では、昨年11月に●●委員に日野コミュニティセンターに行っていただき、農業研修講座の修了式のときに受講生を対象に相談会を実施していただいたことを記載しています。

以上のことから、「目標の達成状況の評語」は「目標に対して期待どおりの結

果が得られた」と記載したいところですが、この項目の下に「推進委員等の点検・評価結果」がございまして、先程、国の通知によって評価すると何度か言っていたと思います。その数字のとおり点数をつけたところ、一番下の評価結果になってしまいます。まず、月当たりの最適化活動の日数は5.09日でしたが、基準では6日から7日活動して4点加点されるという非常に厳しい状況です。活動日数が一番多い委員は7日なのでランク上がるかと思いましたが、それでも厳しかったというところです。月当たりの活動日数は目標どおりであったことと、新規参入の促進率が110%以上ということで加点もありましたが、今回は黄区分の遊休農地面積で加点なしとなり、非常に厳しい評価になってしまっていました。以上よろしくご審議お願いします。

議長 皆さんからのご質問、ご意見を求めます。

委員 加点をもう少し増やすためには、どうすればいいか。

事務局 加点しやすい項目は、ほぼありません。一番基準が分かりやすいのは最適化活動日数ですが、6日から7日で4点、8日から12日で8点、13日以上で12点加点されます。

なお、次のランクに上がるためには、15点を上回らなければなりません。今回は新規参入の方が110%以上だったので、今回は4点あるんですけど、それに4点加われば、もうそれだけで次のランクにいけます。あと最低で1点、加わる場所があります。そこから少し上に上がれるという状況です。

委員 月のうち、半数以上は活動するのか。

事務局 国は最初、毎日行ってくださいという感じで厳しいことを言っていたんですが、それが現実できるかという状況です。

委員 働いている人にはなかなか厳しい数字ですよ。それに代わるものは、探してもなかなかないですね。

大阪での農業だと、先程も言っていた集積率25%なんて、基本的には望めない数字なのかな。

事務局 しかし、当市の農業経営基盤強化促進基本構想で、府の方の基本方針の流れからその数字が指定されており、動かせないため加点していただくのが難しい状況になっております。

本日の議題にもなっている利用集積では、委員の皆様にも現地に行ってください、利用集積の話をまとめていただいておりますが、この集積率というのは、認定農業者の方や大手の農家の方に利用権設定をした場合しか計上されませんので、本市

のような小規模な貸借を頑張っても指標上はまったく載りません。

遊休農地でも同じで、草が生えているという通報などを受けてすぐ現場に行っ
ていただいて、解決したとしても、集計に載りません。

現状ではこのような計算方法になっていますので、点数を伸ばしていこうとす
ると、もう先ほどの活動日数を増やすぐらいしか方法がない状況です。しかし、
本業の農業がある中で活動日数を増やすのも難しいので、評価は評価として、地
道に利用権設定などを続けていきたいと思います。

経営体と認められている認定農業者等ですが、認定農業者、認定新規就農者、
基本構想水準到達者、集落営農経営のこの4種類しか認められていないので、ほ
とんどの利用集積が数字に上がらないという状態です。

委 員 一方で、利用権設定自体は、計上されないものばかりで難しいということす
ね。

大阪版認定農業者は対象外ですか。

事務局 そうです。国版までと限定的です。

委 員 大阪版が認められたら、例えば利用集積のときに優先して取ってもらえばいい
ですね。

事務局 そうですね。先程説明がありましたが、国も大手の農家だけでなく、様々な担
い手を認めていく方針に変わりつつありますので、今後この指標のとり方が直さ
れる可能性もあります。しかし、現時点では、このようになっているという状況
です。

今朝の会議でも、大阪府の基本方針では、固い基準から少し緩い農業を、家庭
菜園に近いものまで拾えないかというような案が出ており、他市の意見でも、法
律も変わったからそこも入らないといけないのではないかとということも聞いて
います。

議 長 他にご質問、ご意見はございませんか。

(なしの声あり)

議 長 ないようでしたら、本案件については承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本案件については、承認することと決しまし
た。次、議案第8号の朗読と説明をお願いします。

事務局

議案第8号 令和5年度最適化活動の目標の設定等について

次のとおり、令和5年度最適化活動の目標の設定等について、委員会の意見を求める。

令和5年6月6日提出 河内長野市農業委員会会長 垣内 俊夫

1 番案件 朗読

引き続き、議案第8号案件につきまして、ご説明申し上げます。

「Ⅰ 農業委員会の状況」については、議案第7号と内容が重複していますので、割愛します。

「Ⅱ 最適化活動の目標」をご覧ください。こちらも議案第7号の「Ⅱ 最適化活動の実施状況」の数字とほぼ同じです。

「1 最適化活動の成果目標」のうち「(1) 農地の集積 ②目標」では、農業経営基盤強化促進基本構想を基にして集積率を25%とし、新規集積面積1ヘクタールとしていることから、今年度末の集積面積は30ヘクタールとしています。

「(2) 遊休農地の解消」では、議案第7号でもご説明したとおり、農地パトロール等で遊休農地の面積を見直した結果0.77ヘクタールとなり、このうち緑区分の遊休農地面積は0.51ヘクタール、黄区分の遊休農地面積は0.26ヘクタールです。

なお、緑区分は解消するとすぐに農業が可能という土地であることから、緑区分の解消を推奨しており、緑区分の遊休農地面積の5分の1の面積を記載するように設定されているので、緑区分の遊休農地の解消目標面積は、0.1ヘクタールとしています。

また、黄区分の遊休農地は、ほ場整備導入により解消を目指します。

そして、昨年度に新規発生した緑区分の遊休農地の解消目標面積は、0.38ヘクタールとさせていただいています。0.51ヘクタールが全体、うち0.38ヘクタールは新規分です。

次に、「(3) 新規参入の促進 ①現状及び課題」では、令和2年度からの新規参入者が2経営体、4経営体、8経営体ということで、令和4年度に8経営体、1ヘクタールの参入がありました。河内長野市農業経営基盤強化促進基本構想の方は目標数を3経営体としていますので、3経営体程度を見込みたいと思っています。

「2 最適化活動の活動目標」のうち「(1) 推進委員等が最適化活動を行う日数目標」では、議案第7号で昨年度の活動日数が5.09日と報告しましたが、国からの通知で昨年度実績より上回るよう指示がありましたので、1人当たりの活動日数を6日に設定しています。

「(2) 活動強化月間の設定目標」は、昨年度と同じ8、9、11月の農地パ

トロールを中心に設定しています。

また、「(3) 新規参入相談会への参加目標」は、昨年●●委員に行っていた相談会について記載していますが、今年は同相談会が11月30日に決まりましたので、どなたかにお願いしたいと思っています。

以上よろしくご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。皆さんからのご質問、ご意見を求めます。

(なしの声あり)

議長 ご意見がないようでしたら、本案件については承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本案件については、承認することと決しました。

これで審議案件5件は終了しましたので、報告案件に入りたいと思います。本日、ご報告申し上げます案件は、3件でございます。ご質問ご意見につきましては、報告案件終了後に承りたいと存じます。

では、報告第6号案件の朗読と説明をお願いします。

事務局 報告第6号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書について次のとおり、農地転用の届出を受理したので、委員会に報告する。

令和5年6月6日提出 河内長野市農業委員会会長 垣内 俊夫

1番案件 朗読

なお、対象地につきましては、市街化区域内の農地であることから、農地法第4条第1項第7号により届出を出されたものであり、本届出については、「農地法関係事務処理にかかる処理基準」第6の3の(2)の届出書に添付すべき書類が添付されていない場合など、届出を受理しない場合に該当しないため、本件受理については、問題ありません。

また、届出地については、本年3月9日に生産緑地の指定が解除され、現況は耕作されていますが、届出者の意向により、資材置き場として利用したいとのことです。周囲の農地及び水路等に影響のないように利用するとのことですので、問題ないと考えます。

議長 次に、報告第7号案件の朗読と説明をお願いします。

(なしの声あり)

議 長 ご意見がないようでしたら、以上をもちまして、本日の審議案件と報告案件を終了させていただきます。

河内長野市農業委員会に関する規程第18条第3項によりここに署名する。

議 長	垣内 俊夫	
署名委員	前田 一郎	
署名委員	小澤 勝	

協 議 会

協議事項

- 1 7月定例農業委員会について
開催日 令和5年7月5日(水)午後1時30分から
場 所 行政委員会室
- 2 大阪農業時報第849号について
- 3 活動記録カードについて
- 4 生産緑地の斡旋協力について
- 5 会議録のインターネット公表について
- 6 その他

令和5年6月定例農業委員会出欠状況

【農業委員14名・推進委員6名】

番号	氏名	委員・役職名	出欠状況	備考
1	峯芝 謙次	農業委員・副会長	出席	
2	峯垣外 薫	推進委員	出席	
3	増田 勝紀	農業委員・幹事・企画編集委員	出席	
4	小西 康之	農業委員・幹事・企画編集委員	出席	
5	藪本 源悟	推進委員	出席	
6	新谷 直美	農業委員・幹事・企画編集委員	出席	
7	谷口 耕一	推進委員	出席	
8	西 定彦	農業委員	出席	
9	垣内 俊夫	農業委員・会長	出席	議長
10	北谷 清一	推進委員	出席	
11	田中 一郎	農業委員	欠席	
12	前田 一郎	農業委員	出席	議事録署名人
13	泰中 利郎	推進委員・幹事・企画編集委員	欠席	
14	宗野 敏雄	農業委員・幹事・企画編集委員	欠席	
15	松浦 孝次	農業委員	出席	
16	池西 一郎	推進委員	欠席	
17	小澤 勝	農業委員	出席	議事録署名人
18	村田 洋三	農業委員・幹事・企画編集委員	出席	
19	中野 毅	農業委員	出席	
20	比嘉 一美	農業委員	欠席	